

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第122号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館使用料の徴収等に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「200円」を「100円（日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当該駐車場を使用する場合にあっては、200円）」に改める。

別表映写設備の項中「レーザーディスクプレーヤー」を「DVDプレーヤー」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(子育て支援総合センターこどもみらい館総務課)